

# 個人情報保護委員会への権限移管後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護に関する考察

板倉陽一郎<sup>†1</sup> 寺田麻佑<sup>‡2</sup>

個人情報保護法の平成 27 年改正により、個人情報保護法の所管は消費者庁から個人情報保護委員会に移管されたが、個人情報・プライバシー保護と消費者保護が密接に関連していることに変わりはなく、個人情報保護委員会に個人情報保護法の所管が移った後も、消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護の取り組みは期待される。本発表では、組織法の改正を追った上で、消費者法学において個人情報・プライバシー保護がどのように扱われているかを検討し、今後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護のあり方を検討する。

## A Study of Personal Information and Privacy Protection in the Consumer Affairs Agency after Transfer of Authority to the Personal Information Protection Commission

YOICHIRO ITAKURA<sup>†1</sup> MAYU TERADA<sup>‡2</sup>

Due to the amendments of the Personal Information Protection Law in 2015, jurisdiction over the of the Act on the Protection of Personal Information has been transferred to the Personal Information Protection Commission from the Consumer Affairs Agency. However, consumer protection and personal information and privacy protection are still closely related. Thus, even after the transfer of jurisdiction of the Personal Information Protection Act from Consumer Affairs Agency to the Personal Information Protection Commission, efforts for personal information and privacy protection at the Consumer Affairs Agency and Consumer Commission are expected. In this paper, after watching the revision of the Organization Act, how personal information and privacy protection is treated in consumer law is considered. Then, future possibilities of the way of personal information and privacy protection at the Consumer Affairs Agency are examined.

### 1. 問題の所在

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、以下「個人情報保護法」という。）は平成 27 年法律第 65 号（以下「個情改正法」という。）及び平成 28 年法律第 51 号により大幅に改正された（以下、両法による改正が全面施行された個人情報保護法を「改正個人情報保護法」又は「改正法」といい、条文は改正法を前提とする。）。

改正項目の一つが個人情報保護委員会の設立（特定個人情報保護委員会の権限拡大）であり、これに伴って、従来消費者庁が有していた、個人情報保護法の法所管部局としての権限は、個人情報保護委員会に移管されることとなった（個情改正法附則 37 条）。

具体的には、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）が以下の通り改正された。

・消費者庁の所掌事務から、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項に規定する個人情報の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。」（改正前消費者庁及び消費者委員会設置法 4 条 23 号）を削除。

・消費者委員会の調査審議・建議の対象となる重要事項から、「個人情報の適正な取扱いの確保に関する重要事項」（改正前消費者庁及び消費者委員会設置法 6 条 2 項 1 号へ）を削除。  
・消費者委員会が「規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。」としている法律から、個人情報保護法を削除（消費者庁及び消費者委員会設置法 6 条 2 項 4 号より）。

従って、改正個人情報保護法下において、消費者庁及び消費者委員会は、個人情報保護に関して、少なくとも直接的な所掌事務からはこれを失うこととなった。他方で、消費者保護は個人情報・プライバシー保護と密接に関連しているという事実は、改正個人情報保護法下でも変わりがないのであって、そうであるとすれば、消費者庁及び消費者委員会は、個人情報保護委員会への権限移管後も、個人情報・プライバシー保護に関して一定の役割を果たすことが有り得、また、一定の場面ではそれが義務付けられるのではないかというのが、本稿の問題意識である。

### 2. 消費者庁及び消費者委員会の設立と個人情報・プライバシー保護の位置付け

それでは、権限が移管された消費者庁及び消費者委員会には、個人情報・プライバシー保護に関してどのような権

<sup>†1</sup> 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

<sup>‡2</sup> 国際基督教大学教養学部准教授  
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University

限が残っているのか。まずは、なぜ消費者庁及び消費者委員会に個人情報保護法の権限が与えられたのか、をみておくことが重要であろう。

消費者庁設置時、消費者庁が所管する法律は、「消費者に身近な問題を取り扱う法律」ということにされた。設置時には 29 本の法律が消費者庁の所管とされた。その中心は、①「表示」関係の法律（景表法等）、②「取引」関係の法律（消費者契約法、特定商取引法等）、③「安全」関係の法律である。しかし、個人情報保護法は、これらには含まれていなかった。「表示」でも「取引」でも「安全」でもないカテゴリであるとして、「その他」に位置付けられていた。「法律の利用者や、法律の主たる対象が消費者であるもの」として、公益通報者保護法等とあわせて、消費者庁に（当時の内閣府から）移管されたのである[1]。

参考までに、改正後の消費者庁及び消費者委員会設置法の所掌事務の条文を掲げておく。

（所掌事務）

第 4 条 消費者庁は、前条第 1 項の任務を達成するため、次に掲げる事務（第 6 条第 2 項に規定する事務を除く。）をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第 35 条第 1 項第 14 号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関すること。

六 旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）の規定による旅行者の利益の保護に関すること。

七 割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）の規定による購入者等（同法第 1 条第 1 項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

八 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）第 3 章第 2 節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。

九 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）の規定による購入者等（同法第 1 条に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

十 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）の規定による個人である資金需要者等（同法第 24 条の 6 の 3 第 3 項に規定するものをいう。）の利益の保護に関すること。

十一 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和 61 年法律第 62 号）の規定による預託者の利益の保護に関すること。

十二 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

十三 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 21 条第 1 項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十三の二 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 9 条第 1 項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 2 条第 3 項又は第 4 項に規定する景品類又は表示（第 6 条第 2 項第 1 号ハにおいて「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

十四の二 食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）の規定による販売の用に供する食品に関する表示の適正の確保に関すること。

十四の三 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）の施行に関する事務のうち同法第 2 条第 3 項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。

十五 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 19 条第 1 項（同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。

十六 食品衛生法第 20 条（同法第 62 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第 4 条第 1 項、第 2 項、第 4 項若しくは第 5 項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第 62 条第 1 項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十七 農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の 13 第 1 項に規定する基準に関すること。

十八 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 3 条第 1 項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 2 条第 3 項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第 4 項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。

二十 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 26 条第 1 項に規定する特別用途表示及び同法第 31 条第 1 項に規

定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第2項に規定するものをいう。第6条第2項第1号ホにおいて同じ。)の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十四 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十五 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十六 前各号に掲げるもののほか、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき消費者庁に属させられた事務

2 前項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第2項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務(内閣官房が行う内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。)をつかさどる。

一 消費者基本法第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

二 食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

3 前2項に定めるもののほか、消費者庁は、前条第2項の任務を達成するため、内閣府設置法第4条第2項に規定する事務のうち、前条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

個人情報保護法は、「法律の利用者や、法律の主たる対象が消費者であるもの」であるとはされたものの、消費者庁に移管されなければならない積極的な理由付けを有していたとは見られない。消費者庁以前に所管していた内閣府国民生活局及び国民生活審議会がなくなってしまうため、単に受け皿として消費者庁に移管されたという見方も出来ないではない。

これは、米国の状況と著しく異なるものであった。すなわち、周知の通り、米国での民間分野におけるプライバシー保護は、消費者プライバシーの保護という側面が重視され、連邦取引委員会が、主としてFTC法5条の執行により行っている。つまり、米国においては、プライバシー保護は消費者問題そのものであって、競争当局であるとともに消費者問題をも扱う部局としての連邦取引委員会が中心的

な執行機関となることに躊躇はない。他方、我が国は、消費者庁に移管しても、個人情報保護法の改正は最小限に済ませ、その執行を消費者庁に移すようなことはなかった。主務大臣制は残存したのである。

結局、個人情報保護法は消費者庁が執行する法律に変容することはなく、口さがなくいえば、漫然と消費者庁が所管する法律になったということであろうか。

### 3. 消費者法学における個人情報・プライバシー保護の位置付け

それでは、学問としての消費者法学は、個人情報・プライバシー保護をどのように位置付けているのだろうか。問題は、個人情報・プライバシー保護が消費者保護の側面を有するというだけではない。それだけでは、前章で述べたとおり、漫然とそれらの関係を表しているに過ぎない。

まずは、消費者法学の代表的なテキストが、個人情報・プライバシー保護をどのように位置付けているかを見ていくこととする。

#### 3.1 『消費者六法 2016年版』(民事法研究会, 2016年) [2]

消費者六法は個人情報保護法を収録している。「IT」という位置付けである。判例収録部分では「個人情報」のコーナーを設けているが、こちらは、「情報関係」に含まれている。特段、個人情報保護法が収録されていることについての説明などは見られないが、収録されている個人情報保護法は改正法であり、消費者庁からの移管後も消費者六法に収録される何らかの理由が見出されていることまでは確認してよいであろう。

#### 3.2 大村敦志『消費者法(第4版)』(有斐閣, 2011年) [3]

最も重厚な基本書の一つである大村のテキストでは、①契約の付随義務として個人情報保護義務が認められること(213頁)、②電話勧誘販売とプライバシー保護の関係(277頁)、③貸金業法の取立規制(同法21条)とプライバシー保護の関係(365頁)、④与信管理・信用情報とプライバシーの関係(368頁)に触れた記述が見られる。

#### 3.3 日本弁護士連合会編『消費者法講義 第4版』(日本評論社, 2013年) [4]

実務家による代表的なテキストであるが、個人情報保護法を明確に消費者問題・消費者法の歴史に位置付けており、バブル崩壊後の「IV期」に位置付けられるものとして、「個人情報の保護も消費者問題の重要な課題として捉えられるようになっていく」(15頁)との見方を示している。更に、「情報化社会と消費者」の章の中で個人情報保護法の解説を試みており、「個人情報保護制度と消費者問題」との項目では、いわゆるカモリストや、与信管理・信用情報と個人

情報保護の問題が触れられている (444-5 頁)。

(下線部筆者ら、以下同じ)。

### 3.4 その他の文献

近年のテキストとして、中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法[第2版]』(日本評論社、2016年)[5]では、個人情報・プライバシー保護に関する特段の記述はみられない。

また、森・濱田松本法律事務所編『消費者取引の法務』(商事法務、2015年)[6]では独立の章を設けているが(「第4章 パーソナルデータの活用・セキュリティ」)、実務書という性格上、消費者法学の中でどのように位置付けるかという分析まではなされていない。

消費者行政の観点からの書籍である大島義則他編著『消費者行政法:安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務』(勁草書房、2016年)[7]は、安全・取引・表示分野と並んで個人情報保護分野を消費者行政法に位置付け、その執行の実務等を詳細に解説するものであるが、これも、消費者行政法についての総論的解説を有するものの、消費者法学の中で個人情報・プライバシー保護がどのように位置付けられるのかというメタ視点までは提供していない(なお、筆者板倉は同書を分担執筆している)。

### 3.5 考察

このように、従来のテキストにおいて体系的に個人情報・プライバシー保護を消費者法学に位置付ける試みは少なくとも本格的にはなされていないといえるが、それを意識する大村及び日弁連の文献によると、以下のように整理できる。

- ①契約の付随義務としての個人情報保護義務の指摘(大村)
- ②与信管理・信用情報とプライバシーの問題(大村・日弁連)
- ③電話勧誘販売、カモリストとプライバシーの問題(大村・日弁連)
- ④取立規制とプライバシーの問題(大村)。

以下では、これらの項目について、消費者庁・消費者委員会が個人情報・プライバシー保護に果たすことができる役割を検討する。

## 4. 個人情報保護委員会への権限移管後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護

### 4.1 消費者庁・消費者委員会の認識

さて、個人情報保護委員会への権限移管後の消費者庁・消費者委員会における個人情報・プライバシー保護について、当の消費者庁・消費者委員会が見解を示したことがある。改正個人情報保護法の「大綱」が決定される前の時点でのものであり、重要な議論であるので、原文を引用する

### 第158回 消費者委員会本会議 議事録(2014(平成26)年5月13日)

○夏目委員 ただいまの岩田委員の御意見に関連して、私も確認させていただきたいのですけれども、基本のところ、今まで個人情報保護法を所管していた消費者庁等の機能・権限を第三者機関に移管することになっておりまして、この中には、今回、消費者委員会という言葉は入っていませんけれども、消費者庁、消費者委員会というものの役割だと思っております。消費者委員会は8条委員会ですけれども、独立しているという意味では、仮に3条委員会として新しい機関ができたとしても、消費者にかかわる権利の観点から、消費者委員会としては3条委員会に対しても意見を申し述べるができることは担保されていると考えてよろしいわけですね。その確認が1点と。

それとあわせて、消費者庁からはこの権限が移行してしまいます。そうしますと、先ほど岩田委員が発言されましたように、消費者庁としては消費者の権利という観点からは全くかわりを持っていかない。もちろん、行政職員として、そちらの新しい事務局のほうに消費者庁からもたくさん出向すると思うのです。どうかかわりになるのか、見えないところがございます、確認させていただきたいと思います。

○河上委員長 では、消費者庁からお願いします。

○消費者庁加納消費者制度課長 消費者庁のことにしまして、消費者の利益の擁護に関して企画立案などを行うという規定がございます、それが残るのであれば、その範囲内では引き続き個人情報という形で出る消費者問題についての関与というのはあると思っております。ただ、個人情報といえますのは非常に奥が深く、消費者問題でない個人情報の問題というのも多々ありますから、その辺は消費者問題じゃないということで関与しなくなるのではないかと思います。

○河上委員長 何か瓜生参事官のほうからも御意見がありますか。

○内閣官房瓜生 IT 総合戦略室参事官 特に。

○河上委員長 パーソナルデータというのは、基本的には消費者取引の中で事業者に移転していくことが極めて多いものですから、その情報がどういうふうに使われるかということについては、消費者は無関心ではあり得ないわけ

す。その意味では、消費者委員会としても、その問題について、一定の関心を持ち続けることになるだろうと思えます。この辺は黒木事務局長に聞いたほうがいいのかもかもしれませんが、消費者委員会として、例えば独立した第三者機関ができ上がったときに、その第三者機関に対して消費者保護の観点から物申すということはありだと考えていいのでしょうか。

○黒木事務局長 具体的にどういう法律になっていくのかということを見てみないと思えますけれども、3条機関か、あるいは所管の大臣に対してということになるのかはともかくとして、実質的には消費者の権利等にかかわる問題について消費者委員会の関心事を届けていくことは可能であると考えております。

○河上委員長 加納課長。

○消費者庁加納消費者制度課長 消費者委員会のことについて、私が基本的にお答えする立場にないという前提なのですけれども、消費者委員会として消費者問題である個人情報問題にどのようにかかわるかというのは、多分おありだと思いますので、それが反映されるように今後の所掌事務権限の移行に関して、きちんと中身を詰めるということではないかと思えます。

その上で、現行の設置法上で、消費者委員会の所掌事務の範囲も規定されておりますから、まず現行の解釈がどうかというのを明らかにした上で、引き続き消費者委員会がどのように、消費者庁もそうですけれども、消費者庁としては、先ほどの夏目委員の御質問に対してお答えしたとおり、消費者問題である個人情報について、引き続き何らかの関与をしていきたいというのが消費者庁の考え方でありまして、これまでの関与の仕方とは異なります。先ほど委員長は、消費者問題が消費者取引に関して個人情報というお話でありまして、それは確かにそのとおりでありまして、個人情報のかなりの場面が消費者問題と絡むと思えますけれども、例えば従業員の情報を使用者が不適切に取り扱ったというのは、消費者問題ではなく労働問題でありまして、これは個人情報の問題になります。それとか、消費者でない事業者の情報も取引において事業者が取得することもあるわけですが、商売をやっていて購入したという購入履歴の問題が生じた場合には、情報の帰属先である本人は消費者じゃありません。事業者ですから、その人の個人情報保護というのも個人情報保護法の問題になるわけです。そういった問題もある。

個人情報というのは非常に奥が深い問題になってきました、あと比較法的に諸外国はどうかというのも当然にらま

なくてはなりませんから、その中で消費者問題としてはどこまでなのか、消費者委員会としてはどこまでなのかという議論をしていただいた上で、それがきちんと制度として反映されているかどうかというのをちゃんと確認するということではないかと思えます。

○河上委員長 夏目委員、よろしいですか。

○夏目委員 今、加納課長がお話されましたように、今後の議論の中で、消費者庁もそうですし、消費者委員会として消費者保護、消費者の権利擁護のためにきちんと発言できる場を確保していくことが、改めて大切だということを今、感じたところでございますので、法律ができるまでに消費者委員会としてもきちんと議論して、できてからでは遅いので、できる前に発信していく必要があるのかなと思つた次第です。

○河上委員長 ありがとうございます。当委員会でも、もう少し検討してみましょう。

ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。石戸谷委員、どうぞ。

(中略)

○河上委員長 ほかにいかがですか。

消費者委員会では、これまでもパーソナルデータの利活用に当たって、保護されるべき個人情報の範囲について慎重な検討が必要であるということ。さらに、消費者から同意を得る際には、何のためにそれを使われるのかということについて、消費者へわかりやすく示す、そして情報利用のあり方についてはきちんと同意を得ることが重要であるということを申し上げてまいりました。さらに加えて、先ほど自己の情報コントロールという言葉が出ましたけれども、自己に関する情報の開示、訂正、消去を求める権利といったものが十分に保障されることも重要であるということを強調してきたところであります。

本日は、パーソナルデータ検討会でのこれまでの検討状況を伺いまして、消費者の不安を解消しながらパーソナルデータの利活用を図るために大変苦心しておられるということは、よくわかりました。しかし、検討の結果、いろいろな制度的に複雑な仕組みができ上がるとすれば、その点について、十分に消費者による理解が得られるように周知をしていただくこと、消費者等の意見を聞いていただく必要があろうかと思えます。その点もどうぞよろしくお願いいたします。

また、消費者委員会と新たに構想されている第三者委員会との役割といいますか、機能分担については、さらに当委員会の中でも検討したいと思いますけれども、そちらでも検討し、お考えを深めていただければありがたいと思います。また、当委員会として、必要な場合には、今後とも、この問題について意見を述べさせていただこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

整理すると、以下のとおりである。

- ・改正後も消費者庁の所掌事務である「消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」(消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項1号)を根拠に、その範囲内において引き続き個人情報という形で出る消費者問題について関与することが考えられる。
- ・パーソナルデータについて、基本的には消費者取引の中で事業者に移転していくことが極めて多い、との指摘がなされている。
- ・消費者委員会の調査審議・建議事項(消費者庁及び消費者委員会設置法6条2項1号2号、特に1号イ及びロであろう)は(後の)個人情報保護委員会にも影響を与えうるとされている。

このうち、消費者庁の所掌事務との関係は、消費者庁が自認するとおりであろう。消費者委員会の所掌事務との関係では、消費者庁及び消費者委員会設置法6条2項1号及び2号の名宛人が「内閣総理大臣、関係各大臣又は長官」となっていることが問題となる。つまり、直接的な名宛人に個人情報保護委員会が含まれるか、という解釈・文言上の問題である。5条及び7条が「関係行政機関の長」としていることとの平仄も問題になろう。上記議事録では、消費者委員会事務局長の発言において「実質的には消費者の権利等にかかわる問題について消費者委員会の関心事を届けていくことは可能である」されており、いずれの見解に立っているのかは判然としない。消費者委員会の司令塔機能が強大であること([8]23-24頁)からすると、いわゆる三条委員会の独立性を加味しても、名宛人に入りうるという解釈も成り立ちうるであろうし、文言を重視すれば入らないということになろう。後者の説に立つ場合は、消費者庁に対し、又は個人情報保護委員会を担当分野とする内閣府特命担当大臣に対して建議を行い、間接的に建議の効果を及ぼすことになろうか。

いずれにせよ、消費者庁及び消費者委員会は個人情報保護委員会への権限移管後も個人情報・プライバシー保護について意欲を有しているという事実は重要である。

## 4.2 契約の付随義務としての個人情報保護義務

契約の付随義務として個人情報保護義務が存在するという指摘は重要である。もとより、実務的には、付随義務ではなく本来義務として個人情報保護義務が定められていることも一般的である。例えば、利用規約や約款中に個人情報保護条項が含まれている場合や、プライバシーポリシーが、これを利用規約等で引用することによって契約上の効力を有する場合が挙げられる(筆者らの研究として[9][10])。

このように、契約の付随義務又は本来義務として個人情報保護義務が含まれる場合について、個人情報保護委員会が積極的の見解を公表したことはなく、その点では個人情報保護委員会は謙抑的である。もっとも、筆者らの本研究会における別稿[11]で指摘したとおり、個人情報保護委員会は平成29(2017)年にはデータ保護・プライバシーコミッショナー国際会議の正会員になることがほぼ確定した状況であり、プライバシーコミッショナーらの、広い意見表明について連名になるなどの経験を通じて、契約上の個人情報の取扱いについても積極的な意見表明を行うようになる可能性はある。

いずれにせよ、消費者契約法についての所管は消費者庁にあり、また、民法(債権法改正)について消費者委員会が議題にあげることもあるように、契約上の個人情報保護義務については消費者庁・消費者委員会が積極的な役割を果たし得る領域であろう。

## 4.3 与信管理・信用情報とプライバシー

与信管理・信用情報についても、契約上の個人情報保護義務に通じるところがあるが、「割賦販売法(昭和36年法律第159号)の規定による購入者等(同法第1条第1項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること」(消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項7号)「貸金業法(昭和58年法律第32号)の規定による個人である資金需要者等(同法第24条の6の3第3項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること」(同10号)が消費者庁の所掌事務に含まれる以上、より積極的な関与が可能であろう。

## 4.4 電話勧誘販売・カモリストとプライバシー

電話勧誘販売についても、契約上の個人情報保護義務と消費者庁及び消費者委員会設置法4条1項7号による関与が中心になるが、契約前であるため、ストレートに消費者契約法や民法についての問題にはなり辛い。また、いわゆるカモリストについては、勧誘以前の段階であるため、より一層、4.2や4.3とは異なる配慮が必要であろう。

この点、いわゆるカモリストの規制について、改正個人情報保護法は、トレーサビリティ義務の導入、オプトアウトによる第三者提供の厳格化、個人情報データベース等提供罪の導入、開示請求等の請求権化などによって一定の配慮をしているが、名簿屋規制については、消費者委員会自

身が、「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」(平成 26 (2014) 年 9 月 9 日)において、「いわゆる名簿屋等に対する業規制」として業規制の導入を提案している。いわゆる名簿屋について、消極的権限争いがあったことは周知であり[7]、また、個人情報保護委員会が業規制を行うことは考え難いことから、ここでも、消費者庁の関与が求められるであろう。

#### 4.5 取立規制とプライバシー

貸金業の取立規制については、契約上の個人情報保護義務と消費者庁及び消費者委員会設置法 4 条 1 項 10 号による関与が中心的になる。

違法取り立てにおけるプライバシー侵害は個人情報保護とは関係が薄い場面であり、個人情報保護委員会の関与は想定されないであろう。引き続き、消費者庁及び消費者委員会が積極的に関与することが求められる。

### 5. おわりに

以上見てきたように、消費者庁及び消費者委員会は、契約上の個人情報保護義務及び、消費者庁及び消費者委員会設置法上の所掌事務を通じて、個人情報保護委員会への権限委譲後も、個人情報保護・プライバシー保護について関与が可能であり、また、それが求められる。実際には改正個人情報保護法の全面施行後の個人情報保護委員会・消費者庁・消費者委員会のプラクティスをみながら調整ということになるだろうが、適切な協働と権限行使が求められよう。

### 参考文献

- [1]内閣官房消費者行政一元化準備室「消費者庁関連 3 法の概要」ジュリスト 1382 号 (2009 年) 6-18 頁。
- [2]『消費者六法 2016 年版』(民事法研究会, 2016 年)
- [3]大村敦志『消費者法[第 4 版]』(有斐閣, 2011 年)
- [4]日本弁護士連合会編『消費者法講義 第 4 版』(日本評論社, 2013 年)
- [5]中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法[第 2 版]』(日本評論社, 2016 年)
- [6]森・濱田松本法律事務所編『消費者取引の法務』(商事法務, 2015 年)
- [7]大島義則他編著『消費者行政法: 安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務』(勁草書房, 2016 年)
- [8]宇賀克也「消費者庁関連 3 法の行政法上の意義と課題」ジュリスト 1382 号 (2009 年) 19-36 頁。
- [9]板倉陽一郎."個人情報の取扱いに関する利用規約上の定めに関する考察." 研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 2013.4 (2013): 1-6.
- [10]板倉陽一郎, 寺田麻佑."個人情報保護法改正案及び民法 (債権法) 改正案の利用規約及びプライバシーポリシーにおける個人情報取扱条項への影響." 研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 2015.14 (2015): 1-6.
- [11]寺田麻佑, 板倉陽一郎."第三者機関としての個人情報保護委員会—機能と権限の現状と課題について—." 研究報告電子化知的財産・社会基盤 (EIP) (2016): 1-6. (予定)